

【農地所有適格法人と一般法人の要件】

※ 詳細の運用などは、市町村の農業委員会等へご確認ください。

①農地所有適格法人（所有、貸借が可能）

- 法人形態は、株式会社（公開会社ではない）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかです。
- 農地所有適格法人は「主たる事業が農業であること」が必要です。主たる事業には農畜産物の製造、加工、販売、農業生産資材の製造等が含まれ、売り上げ額の過半であることが必要です。
- 株式会社や持分会社においては、総議決権又は総社員の過半が「農地の提供者」、「その法人の農業に常時従事する者（原則、150日以上）」など農業関係者が占めることが必要です。
- 役員の過半の者が「その法人の農業に常時従事（原則、150日以上）する構成員であること」、かつ、「役員または重要な使用人のうち1人以上が原則年間60日以上農作業に従事すること」が必要です。

②一般法人（賃貸借のみ可能）

- 法人形態、事業、議決権の制限は無く、幅広い法人の農業参入が可能です。そのため、新たに法人を立ちあげる必要が無く、本県の法人の新規農業参入の多くは一般法人となっています。
- 業務を執行する役員または重要な使用人のうち1人以上が「その法人の農業に常時従事（年間150日以上）すること」が必要です。
- 農地は賃貸借または使用貸借に限られ、農地を適正に使用しない場合は契約を解除する旨の条件を契約書に付す必要があります。